

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令の概要

公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号。以下「法」という。)別表第八号において政令で定めることとされている法律(法第二条第三項において当該法律中に規定する罪の犯罪行為が通報対象事実となると規定されている法律(以下「対象法律」という。))について、下記のとおり追加等を行った。(平成二十年政令第三百五号)

対象法律に追加する法律

法律名	施行期日(追加する日)
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)	平成20年12月1日
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)	平成20年12月1日
株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)	平成20年10月1日
電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)	電子記録債権法の施行の日(平成20年12月1日 ^(注))

(注)電子記録債権法の施行期日を定める政令(平成二十年政令第三百四十一号)により決定(平成20年11月6日付け官報(本紙 第4948号を参照))

対象法律から削除する法律

法律名	施行期日(削除する日)
中間法人法(平成十三年法律第四十九号)	平成20年12月1日
商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)	平成20年10月1日

詳細は平成20年9月24日付け官報(本紙 第4919号)を参照